

特定個人情報保護評価の再実施に伴う市民意見募集について

1 特定個人情報保護評価

社会保障・税番号制度では、特定個人情報（マイナンバーを含む情報）を取扱う機関において、個人のプライバシー等の権利利益の保護のために必要な措置が講じられているか、又、その機関が自らの取組について積極的・体系的に検討しているか、を確認するための仕組みが構築されています。国が定めている特定個人情報保護評価に関する規則第15条及び特定個人情報保護評価指針第6第2項第4号により、特定個人情報を取り扱う機関では「コンピュータシステムにおける特定個人情報の適正な取扱いが確保されているか」の評価（特定個人情報保護評価）を5年ごとに実施するよう努めることとされています。

町田市では、マイナンバーが導入された2015年6月にこの特定個人情報保護評価を実施していますが、2020年6月で5年を迎えることから、下記「4 評価手続」のとおり、市民意見の募集等を行います。

2 意見募集の期間と応募方法

募集期間：2020年2月17日～3月17日（予定）

応募方法：郵送、ファクシミリ、Eメール、窓口への提出のいずれか

3 評価の種類、評価項目及び評価する事務

各事務の特定個人情報ファイルの対象人数に応じて、次の3種類の評価のいずれかを実施します。

(1) 全項目評価

30万人以上のファイルを取扱う事務について評価します。この評価では、市民からの意見聴取、第三者による評価書の点検が義務づけられています。

<評価項目>

ア 基本情報（対象となる事務の内容、システムの名称・機能、特定個人情報ファイルの名称、担当部署、法令上の根拠等）

イ 特定個人情報ファイルの概要（対象者の数・範囲、記録される項目、ファイルの概要、情報の入手・使用方法、委託・提供の方法等）

ウ リスク対策（漏洩等のリスク分析、リスクの軽減措置、教育・啓発等）

エ 評価実施手続（市民意見の聴取方法、主な意見、第三者点検等）

オ その他（情報の開示・訂正・利用停止請求、問い合わせ先等）

<評価する事務>

住民基本台帳事務、地方税務事務

(2) 重点項目評価

1万人以上のファイルを取扱う事務について評価します。

<評価項目>

前記のア、イ、ウ、オ

<評価する事務>

健康増進事務、児童福祉事務等

(3) 基礎項目評価

1,000人以上のファイルを取扱う事務について評価します。

<評価項目>

前記のア、ウ

<評価する事務>

生活保護事務、就学援助費支給事務等

4 評価手続

